

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 4
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 5

北九州市告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6907 46	訪問看護ステーション 木輪館	北九州市八幡西区下上津役三丁目6番6号	株式会社ゴトウ	令和2年8月1日
4067 7909 41	訪問看護ステーション いこい	北九州市小倉北区紺屋町6番25-202号	株式会社スリーエイトファイブ	令和2年8月1日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7077 75	Green ライフ	北九州市八幡西区楠橋上方二丁目15番18号	株式会社Green	令和2年8月1日

北九州市告示第 337 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第 85 条第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 8 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 3008 29	小芝倶楽部ケア プランセンター	北九州市戸畑区 小芝一丁目 2 番 13 号	有限会社ケア サポート 21	令和 2 年 7 月 1 日

北九州市告示第 338 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 24 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 8 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
医療法人岡本整形外科医院	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目 4 番 24 号	令和 2 年 8 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
レトロ調剤薬局	北九州市門司区本町 3 番 7 号	令和 2 年 8 月 1 日
こくら調剤薬局湯川店	北九州市小倉南区湯川一丁目 4 番 3 号	令和 2 年 8 月 1 日
池田薬局	北九州市八幡西区相生町 1 番 7 号	令和 2 年 8 月 1 日
めぐみ調剤薬局若葉店	北九州市八幡西区若葉三丁目 1 番 2-22 号	令和 2 年 8 月 1 日

3 訪問看護ステーション等

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ひまわりハウス訪問看護ステーション	北九州市小倉北区赤坂二丁目 20 番 8 角田ビル赤坂 202 号	令和 2 年 8 月 1 日

北九州市告示第 339 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 8 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 2 年 7 月 1 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
	1 台	令和 2 年 7 月 6 日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和 2 年 7 月 1 7 日	
	1 台	令和 2 年 7 月 2 2 日	
	2 台	令和 2 年 7 月 2 7 日	
	1 台	令和 2 年 7 月 2 9 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和 2 年 7 月 6 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	1 台	令和 2 年 7 月 1 7 日	
	1 0 台	令和 2 年 7 月 2 2 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 2 年 7 月 1 4 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 7 月 1 0 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 7 月 1 日	
	3 台	令和 2 年 7 月 2 日	
	2 台	令和 2 年 7 月 3 日	
	2 台	令和 2 年 7 月 6 日	
	2 台	令和 2 年 7 月 9 日	
	1 台	令和 2 年 7 月 1 0 日	
	1 台	令和 2 年 7 月 1 7 日	
	1 台	令和 2 年 7 月 2 0 日	

	2 台	令和 2 年 7 月 2 2 日	
	6 台	令和 2 年 7 月 2 7 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 7 月 2 9 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 2 年 7 月 9 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	令和 2 年 7 月 2 0 日	
	2 台	令和 2 年 7 月 2 7 日	
	3 台	令和 2 年 7 月 2 9 日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 2 年 7 月 9 日	北九州市若松区響南町 8 番
若松区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 2 年 7 月 2 7 日	小石自転車保管所
	1 台	令和 2 年 7 月 2 8 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 7 月 1 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 2 年 7 月 9 日	
	2 台	令和 2 年 7 月 2 8 日	
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 2 年 7 月 2 0 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和 2 年 7 月 1 5 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 2 年 7 月 2 9 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6

	2 台	令和 2 年 7 月 3 0 日	藤田自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和 2 年 7 月 8 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 2 年 7 月 7 日	三六自転車保管所
	4 台	令和 2 年 7 月 2 1 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 7 月 1 日	
	2 台	令和 2 年 7 月 8 日	
	2 台	令和 2 年 7 月 1 3 日	